

岐阜県公報

第 二 千 百 七 号

平成二十一年十二月十五日

(火曜日)

目 次

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 七九七^{ページ}

道路の区域変更

(同) 七九八

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定取消し

(建築指導課) 七九八

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 七九八

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 七九九

指定自立支援医療機関の指定の変更

(同) 八〇〇

土地改良区の定款の変更認可

(可茂農林事務所) 八〇〇

告 示

岐阜県告示第六百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十二月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日)
一般国道	四百十八号	加茂郡富加町羽生字山崎二七四番一地从先から同郡同町同字同二四六番一地从先まで	101.2	平成三・三・二五	平成一九・一〇・三〇

岐阜県告示第六百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十二月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
七富宗加線						
			美濃加茂市三和町川浦字造北一七九六番地先から同市同町同字同一七四四番一地先まで	六・七	平成三・三・一五	平成一六・一〇・三

岐阜県告示第六百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十二月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
上名切張線							
			高山市下切町二七番一地先から同市同町一九番一地先まで	前 三・三 後 三・三	三・三 二七・〇	二七・〇	

岐阜県告示第六百七十二号

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)第二十二条第三項の規定により指定確認検査機関の指定を取り消したので告示する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定を取り消した者の名称及び住所
株式会社ぎふ建築住宅センター
岐阜市数田東一丁目二番二号
- 二 指定を取り消した日
平成二十一年十二月一日

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県就労支援事業者機構
- 三 代表者の氏名 村瀬 恒治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市江川町二七番地
- 五 定款に記載された目的 本機構は、犯罪者や非行少年(更生保護事業法第一条第一項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。)が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機

会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十一月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人親子のわくわくドキドキ教室
- 三代 表 者 の 氏 名 白井 啓子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市琴塚一丁目一番四〇号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、幼児と学童及び保護者に対して能力開発及び絵画造形に関する教育事業、教材開発と出版事業、療育支援事業を行い、子どもが豊かに育ち、子育てがしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十一月二十四日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人愛護動物生涯センター
- 三代 表 者 の 氏 名 鈴木 恒義
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市西川手六丁目九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、不特定多数の市民に対して、動物の生命の尊厳を厳守することに関する事業を行い、動物愛護の精神の向上を図ることにより、より豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十一月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人介護まめ家
- 三代 表 者 の 氏 名 伊永 紳一郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡垂井町新井一五二番地の三九
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者に対して地域生活の支援に関する事業を行い、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。また、これらの活動に団体、個人などが参加することにより安全で活力のある町づくりに寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
医療法人社団 折居医院折居クリニック	岐阜市鷺山大橋九六	小児科、内	精神通院	平成 三・三・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
奥田薬局	岐阜市柳津町蓮池二二五	精神通院	平成 三・三・一
ピノキオ薬局 美山店	山県市岩佐高屋前八二八一	精神通院	平成 三・三・一
ユタカ薬局黒野	岐阜市折立字村前八七三三	精神通院	平成 三・三・一
ライン調剤薬局 須賀店	岐阜市須賀四 一八一	精神通院	平成 三・三・一
あおい調剤薬局	可児市羽崎二四五 四	精神通院	平成 三・三・一

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
赤坂宿訪問看護ステーション	大垣市赤坂新町四 二六	精神通院	平成 三・三・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 変 月 日 更
みお薬局	岐阜市山吹町六一九一	精神通院	平成 三・三・一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
木曾川右岸用水土地改良区連合	平成二・二・一五